

京都版地域クラブ実施計画の構成（案）

1 実施計画策定の趣旨・ねらい

- ・ 京都版地域クラブの基本的な枠組み、ガイドライン、実施に向けたスケジュールなどを示して、広く市民や関係者に具体的なイメージや見通しをもってもらおう。
- ・ 実施主体の公募及び確保に向けた取組をはじめ、京都版地域クラブ実施に向けた環境整備につなげる。

2 全体構成（主な項目）

以下及び別紙のとおり。

はじめに

- 1 京都版地域クラブの基本的事項
- 2 京都版地域クラブガイドライン
- 3 京都版地域クラブの公募から認定までの手続き
- 4 京都版地域クラブの実施主体と運営団体
- 5 部活動廃止時期及び京都版地域クラブ・放課後活動の導入時期
- 6 各種大会・コンクール等への参加
- 7 今後のスケジュール（年次計画）
- 8 京都版地域クラブと放課後活動の関係
- 9 その他検討事項

現在、国の有識者会議においては、「地域クラブの参加費の目安額」をはじめ、「地域クラブ活動に関する認定制度」や「地域クラブ活動の推進に関するガイドライン」について議論・検討されており、令和7年12月上旬頃を目途にその内容が公表される予定。本市の実施計画も、国のガイドライン等の内容も参考にしつつ策定する。

1 京都版地域クラブの基本的事項

- ・ 京都版地域クラブは、部活動の地域展開に伴い、部活動の教育的意義を継承して、新たに創設する活動。
- ・ 実施主体は地域・民間団体等が担い、学校管理外の活動とする。

（1）活動日、活動時間

- ・ 活動日や活動時間（※）は、京都版地域クラブガイドライン（第2章参照）に示す範囲内で、実施主体が設定する。
- ※ 平日は放課後から午後9時まで。休日は午前9時から午後9時までの間。
- ・ 学校施設を利用する場合は、平日の学校の完全下校時刻である午後5時までは学校教育活動を優先とする。

（2）指導者

- ・ 原則、責任者及び指導に従事する者（補助スタッフ含む）など複数で対応する。
- ・ 指導者資格の取得に努め、本市指定の研修を受講する。
- ・ 市立学校教職員が指導を希望する場合は、所属校を通じて教育委員会に申請する。

（3）参加対象者

中学生（※）

- ※ 部活動が廃止される京都市立中学校、義務教育学校後期課程等の生徒を想定するが、総合支援学校中等部、国私立、他市町の中学生も参加可とする。

（4）参加費

- ・ 参加費（※）は受益者負担。可能な限り低廉な金額となるよう実施主体に要請。
- ※ 1か月あたりの参加費の目安額（基準）は、令和7年冬頃に国から示される予定。
- ・ 保護者負担の軽減のための制度については、別途検討する。

(5) 活動場所（拠点）や基本的なルール

- ・ 活動場所は、市立学校施設（グラウンド、体育館、特別教室等）や本市施設、実施主体が拠点とする民間施設等を想定。
- ・ 学校施設利用のルールに関することや、学校開放事業とのすみ分けなどの制度の詳細は別途検討。
- ・ 活動場所までの移動は、徒歩、自転車、公共交通機関、保護者送迎を想定。
- ・ 自転車を使用する場合は、保険加入・ヘルメット着用。
- ・ 学校施設を利用する場合、学校備品（例：サッカーゴール、卓球台、バレーボールの支柱等）は使用可とし、消耗品等は原則実施主体において準備。

2 京都版地域クラブガイドライン（概要）

部活動の教育的意義を受け継ぐ団体として以下の条件や遵守事項を設定。

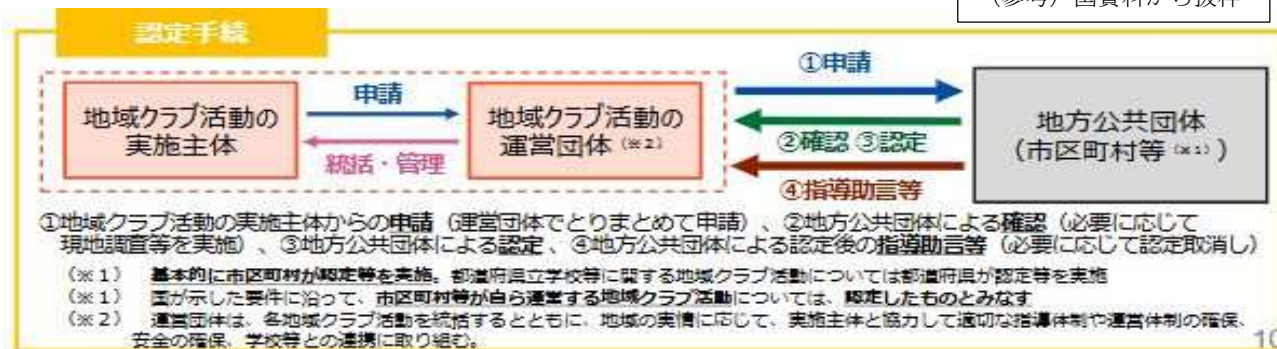
- 週2日以上以上の休養日の設定。（＝活動は週5日以内。）
- 1日の活動時間は、長くても平日2時間、休日3時間以内。
- 希望者全員が参加できる。（セレクションは実施しない。）
- 体罰、ハラスメント、勝つことのみを重視する活動は禁止。
- 日本版DBS（※）の遵守。
※子供と接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認し、子供の性被害を防止するための制度
- 事故防止や緊急対応等における安全体制の確保。 ほか

3 京都版地域クラブの公募から認定までの手続き

本市が募集要項を示して実施主体を公募し、認定する仕組みを採用。

- ① 地域クラブ活動の実施主体から運営団体を通じて本市に申請。
- ② 本市による審査を経て、条件に合致すれば「京都版地域クラブ」として認定。
- ③ 認定後、本市は実施主体に対して指導助言を行う。

（参考）国資料から抜粋



（参考）神戸市（コベカツ・クラブ）の状況

認定団体 1,007 団体（スポーツ 614、文化芸術その他 393）

※ 神戸市は令和9年9月から平日・休日ともに地域展開

4 京都版地域クラブの実施主体と運営団体

- ・ 事務局機能や、研修・相談機能、コーディネート機能等を担う運営団体を設置予定。
（本市・運営団体・実施主体の関係図を挿入）

5 部活動廃止時期及び京都版地域クラブ・放課後活動の導入時期

- 部活動は、令和8年度に入学した生徒（現小6生）が、最終学年となる令和10年夏大会まで継続できるよう、原則8月末まで実施（原則8月末で廃止）する。
- ラグビーや駅伝、文化部など、種目により秋・冬に大会・コンクールがある場合は、その期間まで柔軟に対応する。（下表の ----> 部分）
- 部活動廃止に伴い、令和10年9月以降、部活動に代わる新たな取組として、京都版地域クラブを設置し、放課後活動も実施。

(今後の予定)

R9年度全中大会（近畿）
この大会から、規模縮小
（水泳等9競技が除外）

R10年度2学期以降、
全員制中学校給食
（時間割の大幅見直し）

R7	R8	R9	夏大会↓ R10	R11	R12	R13
小6	中1 ← 部活 →	中2 ← 部活 →	中3 ← 部活 → 9月～			
小5	小6	中1 ← 部活 →	中2 ← 部活 →	中3 ← 京都版地域クラブ・放課後活動 →		
小4	小5	小6	中1 ← 部活 →	中2 ← 京都版地域クラブ・放課後活動 →	中3	
小3	小4	小5	小6 部活動廃止	中1 ← 京都版地域クラブ・放課後活動 →	中2	中3

6 各種大会・コンクール等への参加

京都版地域クラブが参加できる大会やコンクール等については、今後、その参加資格や参加条件等を本市がとりまとめて、広く情報発信を行う。

7 今後のスケジュール（年次計画）

令和8、9年度に準備・検討するもの

- 各地域クラブを統括する運営団体に関する検討
- 学校施設利用のルールに関する制度構築
- 指導者確保、養成に向けた制度構築
- 受益者負担と公的支援に関する制度構築
- 実施主体の公募に向けた準備
- 地域クラブの一部先行設置
- 子ども、保護者、市民への情報発信及び周知
- 放課後活動の基本的考え方や内容、週当たりの活動時間数などの検討

8 京都版地域クラブと放課後活動の関係

9 その他検討事項